

個人情報取扱規程

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会は個人情報取扱規程を次のように定める。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「当会」という。）が取り扱う個人情報について、役員、顧問、職員及び嘱託（以下「従業者」という。）が遵守すべき事項を定める。

(定義)

第2条 本規程において使用する用語は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会が定める「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する業務指針」による。

第2章 管理体制

第1節 組織的安全管理措置

(会長の責務)

- 第3条 会長は、当会の個人情報の安全管理等取扱についての責任を有する。
- 2 会長は、当会の個人情報の取扱いについての細則を定めることができる。
 - 3 会長は、本会の個人情報の取扱いに関する「個人情報保護方針」並びに「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」について、定めることができる。
 - 4 会長は、事務局職員の中から個人情報保護管理者として事務局長を指名する。

(個人情報保護管理者の責務)

- 第4条 個人情報保護管理者は、当会の従業者が本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、適切に個人情報を取り扱うようにするための責務を負う。
- 2 事務局長は、事務局職員の中から事務取扱担当者を指名する。
 - 3 事務取扱担当者は、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。
 - 4 事務取扱担当者が変更することになる場合、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとし、事務局長は、かかる引き継

ぎが行われたか確認する。

(運用状況・運用状況の記録)

第5条 事務取扱担当者は、以下の個人データの運用状況について確認をするものとする。

- (1) 個人情報データベース等の利用・出力状況
- (2) 個人データを含む書類・媒体等の持ち運びの状況
- (3) 個人情報データベース等の削除・廃棄の状況
- (4) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- (5) 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、情報システムの利用状況
(ログイン実績、アクセスログ等)

2 事務取扱担当者は、以下の個人データの取扱い状況について確認をするものとする。

- (1) 個人情報データベース等の書類・名称
- (2) 個人データの項目
- (3) 責任者・取扱い部署
- (4) 利用目的
- (5) アクセス権を有する者

(個人データの管理、利用、持ち出し、破棄、消去の取り扱い)

第6条 個人データの管理に対し、以下の措置を講じる。

- (1) 個人データは、他の情報と区別して保管する
- (2) 個人データの管理者を定める
- (3) 個人データにアクセスできる人の範囲を定める
- (4) 最新の従事者(管理責任者を含む)を「従事者台帳」で管理する
- (5) 個人データを受領した場合には、「情報管理台帳」に記録する
- (6) 個人データの利用記録を残しておく

2 個人データの利用・持ち出しに対し、以下の措置を講じる。

- (1) 個人データを複製または REA-DATA (もしくはそのレベルを充当する代替機) で送信する場合には、「情報管理台帳」に事由およびその送信先管理者を記録する
- (2) 「不動産取引価格情報提供制度による事例資料の管理・閲覧・利用に関する規程」(以下「閲覧データ規程」) に定める閲覧資格の要件を満たしていない者への送信は禁止する
- (3) 個人データを持ち出す場合、事前に個人データの管理者の承認を得る
- (4) 個人データを持ち出す場合、ファイルの暗号化を行う
- (5) 個人データを格納する記憶媒体は、セキュリティロック機能を有するものを使用する
- (6) 持ち出しの利用を終えた個人データは、正しく消去されているか確認する

3 破棄・消去する際は、以下の措置を講じる

- (1) 個人データを扱う業務の担当を外れた従業者（管理責任者を含む）が保有していた個人データの廃棄・消去を確認する
- (2) 個人データおよび個人データが出力された物の廃棄手順を定める
- (3) 個人データが記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する
- (4) 個人データを格納していたサーバ、機器及び電子媒体等を廃棄、売却またはリース返却する時は、データ消去ツールなどでデータの完全消去を行うか物理的な破壊等によって、復元不可能な手段を採用する
- (5) 個人データまたは個人情報データベース等を削除した場合、個人データが安全に廃棄、消去されたことを示す記録を保存する

4 個人データを取り扱う上で、以下の項目について留意するものとする。

- (1) バックアップのルールを定め、定期的を実施する
- (2) 個人データを扱う情報システムの全てのバックアップ媒体は、機密区分に応じた管理を行う
- (3) 個人データを含む裏紙は利用しない
- (4) 個人データが記された FAX、プリントアウトその他の書類が長時間放置されたままにならないようなルールの運用をする
- (5) 情報セキュリティが適正に維持、運用されていることを確認するため、定期的を確認する

第2節 人的安全管理措置

（教育・研修）

第7条 個人データを扱う従業者に対して遵守事項の周知と、情報セキュリティに関わる知識習得の機会を与える。

- (1) 機密保持に関する遵守事項を従事者に周知させ、誓約書等にて誓約させる
- (2) 機密保持を実践するために必要な教育を定期的に行い、受講記録を作成する
- (3) 個人データを公衆の場（居酒屋や電車の中など）で公言しない

第3節 物理的安全管理措置

（個人データを取り扱う区域）

第8条 個人データを保管および扱う場所については、入退管理と施錠管理を行わなければならない。

- (1) 個人データを保管および扱う区域を定める

- (2) 個人データを保管している部屋（事務室）、区域又はフロアーへの侵入を防止するための対策を行う（対策にはレイアウトや間仕切りなどを含む）
 - (3) 個人データを保管している部屋（事務室）、区域又はフロアーに入ることができる人を制限し、入退の記録を取得する
 - (4) 個人データが格納された記憶媒体、紙資料、ノート PC 等は施錠管理する
 - (5) ID カードなどの保管や所有について定期的に確認する
 - (6) 入退出記録（カメラ画像を含む）を定期的に確認する
- 2 個人データを保管および扱う場所への個人所有物の持込み・利用を制限する措置を講じる。
- (1) 個人所有の PC・記憶媒体等の業務利用を禁止する
 - (2) 個人所有の PC の社内ネットワーク接続を禁止する
 - (3) 記憶媒体等の利用は当会貸与品のみとし、個人所有の記憶媒体等の利用を禁止する
 - (4) ノート PC や記憶媒体等を管理者の許可のないネットワークに接続しない
 - (5) パスワードの必要がないアクセスポイント（無線 LAN）への接続は禁止するとともに、管理者が不明なネットワークへの接続は禁止する

第4節 技術的安全管理措置

（ウイルス対策）

第9条 ウイルス対策ソフトをはじめとしたアプリケーションの運用を適切に行う。

- (1) ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行う
 - (2) ウイルス対策ソフトが持っている機能（ファイアーウォール機能、スパムメール対策機能、有害サイト対策機能）を活用する
 - (3) サーバやクライアント PC について、定期的なウイルス検査を行う
 - (4) ノート PC には、OS のパスワードを 16 文字以上など長い英文で設定し、HDD の暗号化を行う等物理的な盗難対策を行う
 - (5) Winny 等、組織で許可されていないソフトウェアのインストールを禁止した上で、禁止ソフトがインストールされていないか定期的に確認する
 - (6) 個人データをコピーして持ち出さないよう、記憶媒体が接続できない設定とする
 - (7) 情報システムの時刻は定期的に同期をとる
 - (8) 業務に不要な web サイトへのアクセスを制限する
- 2 情報システムに対して、最新のパッチを適用するなどの脆弱性対策を行う。
- (1) 脆弱性の解消（修正プログラムの適用、Windows update 等）を行う
 - (2) 不要なサービスの停止など、セキュリティを考慮した設定を実施するなどの対策が施されているかを確認する

- (3) Web ブラウザや電子メールソフトのセキュリティ設定を行う
- 3 個人データへのアクセス制御するために、利用者 ID の管理（パスワードの管理など）を行う。
 - (1) 個人データが扱える利用者毎に ID とパスワードを割当て、その ID とパスワードによる識別と認証を確実に行う
 - (2) 利用者 ID の登録や削除に関する規程を整備する
 - (3) パスワードは有効期限を設け、定期的に変更し、空白のパスワードや単純な文字列のパスワードを設定しないよう利用者に求める
 - (4) 離席する際は、パスワードで保護されたスクリーンセーバーでパソコンを保護する
 - (5) PC やサーバ、ネットワーク機器を当会内ネットワークに接続する場合は、個人データ管理者の承認を得る
 - (6) 従業者への個人データアクセス権の付与状況を定期的に見直し、必要のないアクセス権を削除する
 - (7) 遠隔診断ポートの利用は、保守サポートなどの必要な場合のみに限定する
 - (8) 遠隔診断ポートを利用した接続は、認証機能やコールバック機能等を備えるなど、適切なセキュリティ対策を施す

第3章 個人情報の取扱い

(利用目的の特定及び利用目的の変更)

- 第10条 個人情報の保有に当たっては、業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。
- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない。

(利用目的の制限)

- 第11条 前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
 - 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(利用目的の通知等)

第12条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(適正な取得)

第13条 偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法（以下、「法」という。）76条1項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合
- (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (7) 法第23条第5項各号において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(データ内容の正確性の確保)

第14条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第15条 その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために、不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報の保護に関する指針（ガイドライン）及び公益社団法人日本不動産鑑定協会連合会の定める「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」その他の規程等に従い適切に取り扱わなければならない。

- 2 個人情報の安全管理措置については第3条から第9条の措置を講じるものとする。
- 3 個人情報保護管理者は個人データの取り扱い状況を一覧できる手段を整備する。

(委託先の監督)

第16条 個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第17条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、法令に定める所定の方法により、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
 - (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (5) 本人の求めを受け付ける方法
- 3 前項第2号又は第3号、第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 第2項及び前項における「あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とは次に掲げるところにより、行うことをいう。
 - (1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
 - (2) 本人が法第23条第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
- 5 第2項及び第3項による個人情報保護委員会に対する届出事項を届け出るとともに、同委員会により公表された後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第三者に提供される第2項各号の事項（変更があったときは、変更後の事項）を公表するものとする。
- 6 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 当会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合

であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 7 前項第 3 号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第 18 条 前条にかかわらず、当社が外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)にある第三者(個人情報取扱事業者に該当する者を除く。)に個人データを提供する場合は、前条第 1 項各号に該当する場合を除き、あらかじめ当該外国の第三者への提供を認める旨の本人同意を得なければならない。ただし、外国にある事業者が「適切かつ合理的な方法」により、「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」を講じている場合又は「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取り扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」を受けている場合は、前条を適用するものとする。

(共同利用)

第 19 条 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合は、以下の項目についてあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 共同利用する旨
- (2) 共同して利用される個人データの項目
- (3) 共同して利用する者の範囲
- (4) 利用する者の利用目的
- (5) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

- 2 共同して利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(個人情報保護窓口の設置等)

第 20 条 保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口(以下「相談窓口」という。)を置き、当社における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

- 2 相談窓口の住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。

① 住所

〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町 6 番 26 号 VIP 仙台二日町 208 号

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会 個人情報保護相談窓口

② 電話番号 022-265-7641

③ 受付時間 月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）

10時～12時、13時～16時

（保有個人データに関する事項の公表等）

第21条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、「個人情報保護方針」と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

(1) 当会の名称

(2) すべての保有個人データの利用目的（第12条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 開示・訂正等・利用停止等の請求に応じる手続及びその手数料

(4) 保有個人データに関する苦情の申出先

2 法第27条第3項の規定による求め又は法第28条第1項、法第29条第1項若しくは法第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に応じる手続（法第33条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

（保有個人データの利用目的の通知）

第22条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第12条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（本人の保有個人データの開示）

第23条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）にかかる請求を受けたときは、別途定める細則に従い本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

- 2 保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、別途定める「保有個人データ開示等取扱細則」に従い本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(保有個人データの訂正等)

第24条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、別途定める「保有個人データ開示等取扱細則」に従い、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査等を行った後、その結果を踏まえて、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(保有個人データの利用停止等)

第25条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第16条の規定に違反して取り扱われているという理由、法第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去（以下本条において「利用停止等」という。）に係る請求を受けた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、別途定める「保有個人データ開示等取扱細則」に従い、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行うものとする。

但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を執るときは、この限りではない。

(保有個人データの第三者への提供の停止)

第26条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第23条第1項又は第24条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、別途定める細則に従い遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額

の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 前条に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨を決定したとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

(苦情の処理)

第27条 個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応を行うため、別途定める「個人情報苦情対応細則」により、個人情報保護管理者を責任者として必要な体制を整備するものとする。

(事故への対応)

第28条 個人情報の漏えい等の事故の発生の可能性を認識した場合又は発生を認識した場合、別途定める「個人情報漏えい等事故対応細則」に従い適切に対応する。

(附則)

第29条 この規程に定めのない事項については、個人情報保護法及びその関連法令並びに公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会が定める「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する業務指針」の定めるところを踏まえて対応する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日からこれを施行する。